

埼労発基0420第2号
令和5年4月20日

関係団体の長 様

埼玉労働局長
(公印省略)

作業環境測定基準及び第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等
の濃度の測定の方法等の一部を改正する告示について

標記について、令和5年4月17日付け基発0417第4号をもって、厚生労働省労働基準局長から別添のとおり通達がありましたので、傘下の会員等に対する周知に御協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。